

2017年10月30日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

平成29年台風第21号の被害を受けられた方々への 10月の視聴料等の免除について【第2報】【第3報】

平成29年台風第21号により被災されました皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる82社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、平成29年台風第21号による災害により、10月21日、22日に災害救助法が適用された下記地域において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、10月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【三重県】

伊勢市（いせし）

度会郡玉城町（わたらいぐんたまきちょう）※10月22日追加適用分【第3報】

【和歌山県】

新宮市（しんぐうし）※10月21日追加適用分【第2報】

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、スカパー！オンデマンドご利用料金

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上